

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	消防団団報発行補助金（分団運営交付金）
補助事業等の目標	消防団員の団結強化を図るとともに、分団相互の情報交換、消防団に関する理解とPRを目的とする。
補助事業等の対象者	諏訪市消防団
補助対象経費	消防団報発行（年 3 回）に要する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	100,000 円を上限とする額 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 11 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 消防団事業として継続していくことが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金を受けようとする者は、諏訪市補助金等交付規則に規定する申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 諏訪市消防団報発行予算書 (2) 発行団報
提出書類	(1) 諏訪市消防団報発行予算書 (2) 発行団報 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 消防庶務課 庶務係